

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十六号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十六年七月一日から適用する。

平成二十六年六月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

別表Ⅱ区分035(1)に次のように加える。

③ 耳型設置型

136,000円

別表Ⅱ区分040(4)を次のように改める。

(4) 持続緩徐式血液ろ過器

① 標準型

26,500円

② 特殊型

27,800円

別表Ⅱ区分061(7)に次のように加える。

③ 患者適合型

83,900円

別表Ⅱ区分064(2)を次のように改める。

(2) 脊椎プレート（S）

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

- | | |
|----------|---------|
| ① 標準型 | 39,500円 |
| ② バスケット型 | 42,100円 |

別表Ⅱ区分065③①を次のように改める。

- | | |
|----------|----------|
| ① 上腕骨ステム | |
| ア 標準型 | 293,000円 |
| イ 特殊型 | 318,000円 |

別表Ⅱ区分065③③を次のように改める。

- | | |
|---------|---------|
| ③ インサート | |
| ア 標準型 | 32,500円 |
| イ 特殊型 | 34,900円 |

別表Ⅱ区分065③⑤を次のように改める。

- | | |
|-----------|----------|
| ⑤ ベースプレート | |
| ア 標準型 | 164,000円 |
| イ 特殊型 | 184,000円 |

別表Ⅱ区分065に次のように加える。

- | | |
|---------|---------|
| (4) 切換用 | 41,900円 |
|---------|---------|

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅱ区分０７８(3)を次のように改める。

(3) 特殊型

① 骨盤用（Ⅰ） 200,000円

② 骨盤用（Ⅱ） 205,000円

別表Ⅱ区分０９０(2)を次のように改める。

(2) 人工内耳用音声信号処理装置

① 標準型 923,000円

② 残存聴力活用型 950,000円

別表Ⅱ区分１１２(8)を次のように改める。

(8) トリプルチャンバ（Ⅱ型）

① 単極用又は双極用

ア 標準型 1,630,000円

イ MRⅠ対応型 1,710,000円

② 4極用 1,700,000円

別表Ⅱ区分１２３に次のように加える。

(3) 冷凍アブレーション用

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

- | | |
|---------|----------|
| ① バルーン型 | 637,000円 |
| ② 補充型 | 157,000円 |

別表Ⅱ区分132(3)を次のように改める。

(3) 脳血管用

- | | |
|-------|---------|
| ① 標準型 | 23,400円 |
| ② 特殊型 | 24,500円 |

別表Ⅱ区分133(9)④に次のように加える。

ウ 自己拡張型 379,000円

別表Ⅱ区分133に次のように加える。

(21) 脳血管用ステントセット 492,000円

別表Ⅱ区分146(1)を次のように改める。

(1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

- | | |
|--------|------------|
| ① 標準型 | 1,310,000円 |
| ② AUI型 | 1,090,000円 |

別表Ⅱに次のように加える。

185 オープン型ステントグラフト 1,090,000円

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

別表Ⅸ⑤に次のように加える。

<p>040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (4) 持続緩徐式血液ろ過器 ② 特殊型 (薬事法承認番号) 22500BZX004010000</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>28,500円</p>
<p>090 人工内耳用材料 (2) 人工内耳用音声信号処理装置 ② 残存聴力活用型 (薬事法承認番号) 22500BZI00020000</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>964,000円</p>
<p>133 血管内手術用カテーテル (9) 血栓除去用カテーテル</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>379,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

<p>④ 脳血栓除去用 ウ 自己拡張型 (薬事法承認番号) 22500BZX00543000 22600BZX00166000</p>		
<p>185 オープン型ステントグラフト (薬事法承認番号) 22600BZX00033000</p>	<p>平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで</p>	<p>1,140,000円</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）・新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）</p> <p>特定保険医療材料及びその材料価格は、別表に記載されている特定保険医療材料及び当該特定保険医療材料について同表に定める価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。</p> <p>別表 II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p>	<p>特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）</p> <p>特定保険医療材料及びその材料価格は、別表に記載されている特定保険医療材料及び当該特定保険医療材料について同表に定める価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とする。</p> <p>別表 II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格</p>
<p>035 尿管ステントセット</p> <p>(1) 一般型</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>長期留置型</u> 136,000 円</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 持続緩徐式血液ろ過器</p> <p>① <u>標準型</u> 26,500 円</p> <p>② <u>特殊型</u> 27,800 円</p> <p>(5) (略)</p> <p>061 固定用内副子（プレート）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 骨端用プレート（生体用合金 I）</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>患者適合型</u> 83,900 円</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 脊椎プレート（S）</p> <p>① <u>標準型</u> 39,500 円</p> <p>② <u>バスケット型</u> 42,100 円</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>065 人工肩関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) リバース型</p> <p>① 上腕骨ステム</p> <p>ア <u>標準型</u> 293,000 円</p> <p>イ <u>特殊型</u> 318,000 円</p> <p>② (略)</p> <p>③ インサート</p> <p>ア <u>標準型</u> 32,500 円</p> <p>イ <u>特殊型</u> 34,900 円</p> <p>④ (略)</p>	<p>035 尿管ステントセット</p> <p>(1) 一般型</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 持続緩徐式血液ろ過器 26,500 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p> <p>061 固定用内副子（プレート）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 骨端用プレート（生体用合金 I）</p> <p>①～② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8)～(9) (略)</p> <p>064 脊椎固定用材料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 脊椎プレート（S） 39,500 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3)～(10) (略)</p> <p>065 人工肩関節用材料</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) リバース型</p> <p>① 上腕骨ステム 293,000 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>③ インサート 32,500 円</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p>

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）・新旧対照表

改 正 後		現 行	
⑤ ベースプレート		⑤ ベースプレート	164,000 円
ア 標準型	164,000 円	(新設)	
イ 特殊型	184,000 円	(新設)	
(4) 切換用	41,900 円	(新設)	
078 人工骨		078 人工骨	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)	
(3) 特殊型		(3) 特殊型	
① 骨盤用 (I)	200,000 円	(新設)	
② 骨盤用 (II)	205,000 円	(新設)	
090 人工内耳用材料		090 人工内耳用材料	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 人工内耳用音声信号処理装置		(2) 人工内耳用音声信号処理装置	923,000 円
① 標準型	923,000 円	(新設)	
② 残存聴力活用型	950,000 円	(新設)	
(3) (略)		(3) (略)	
112 ペースメーカー		112 ペースメーカー	
(1)～(7) (略)		(1)～(7) (略)	
(8) トリプルチャンバ (II型)		(8) トリプルチャンバ (II型)	
① 単極用又は双極用		① 標準型	1,630,000 円
ア 標準型	1,630,000 円	② MR I 対応型	1,710,000 円
イ MR I 対応型	1,710,000 円		
② 4極用	1,700,000 円	(新設)	
(9) (略)		(9) (略)	
123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル		123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)	
(3) 冷凍アブレーション用		(新設)	
① バルーン型	637,000 円	(新設)	
② 補完型	157,000 円		
132 ガイディングカテーテル		132 ガイディングカテーテル	
(1)～(2) (略)		(1)～(2) (略)	
(3) 脳血管用		(3) 脳血管用	23,400 円
① 標準型	23,400 円	(新設)	
② 特殊型	24,500 円	(新設)	
133 血管内手術用カテーテル		133 血管内手術用カテーテル	
(1)～(8) (略)		(1)～(8) (略)	
(9) 血栓除去用カテーテル		(9) 血栓除去用カテーテル	
①～③ (略)		①～③ (略)	
④ 脳血栓除去用		④ 脳血栓除去用	
ア～イ (略)		ア～イ (略)	
ウ 自己拡張型	379,000 円	(新設)	
(10)～(20) (略)		(10)～(20) (略)	
(21) 脳血管用ステントセット	492,000 円	(新設)	

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）・新旧対照表

改 正 後			現 行
146 大動脈用ステントグラフト (1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） ① 標準型 1,310,000 円 ② AUI型 1,090,000 円 (2)～(4) (略)			146 大動脈用ステントグラフト (1) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分） 1,310,000 円 (新設) (新設) (2)～(4) (略)
185 オープン型ステントグラフト 1,090,000 円			(新設)
IX 経過措置 (1)～(4) (略)			IX 経過措置 (1)～(4) (略)
(5) IIの規定にかかわらず、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の薬事法承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。			(5) IIの規定にかかわらず、薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第1項の規定による承認を受け、次の表の左欄の薬事法承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。
040 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） (4) 持続緩徐式血液ろ過器 ② 特殊型 (薬事法承認番号) 22500BZX004010000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	28,500 円	(新設)
090 人工内耳用材料 (2) 人工内耳用音声信号処理装置 ② 残存聴力活用型 (薬事法承認番号) 22500BZI00020000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	964,000 円	(新設)
133 血管内手術用カテーテル (9) 血栓除去用カテーテル ④ 脳血栓除去用 ウ 自己拡張型 (薬事法承認番号) 22500BZX00543000 22600BZX00166000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	379,000 円	(新設)
185 オープン型ステントグラフト (薬事法承認番号) 22600BZX00033000	平成26年7月1日から 平成28年3月31日まで	1,140,000 円	(新設)